

斯様を次第で本月従業員の給料は罷業に依る出勤取と罷業中止
 後の給料は謂る（保留）に依つて支給されず 故に今迄の給料
 の約六割を支給されたのみであります
 就而貴象に對して誠に御迷惑とは存ますが同僚
 の家賃の問題に付きました何れ紛争の解決を俟つて御支拂致します
 が九月分の家賃は如何共難致、誠に申兼る次第で有りますか右
 事情御了解の上何卒御着忍下さる様伏して御願致す次第で有
 ます

昭和九年九月二十九日

東京交通労働組合
 自動車部新宿支部

殿

別記(一) 要求書

今回市電整理業は全従業員、生活を根本的に破壊し餓死を強要するのみならず又斯かる無謀なる整理業に依つても種々絶對に更生の機もつたが、我々既に罷業決りに依り皆荷にその撤回を迫り今日登別労働委員会によつて業は検討されつ、あるが整理業が許すべからざる以上断じて承認し能はざる所である我々は皆荷に於て業を撤回せしむるに於ては再度總罷業決りを決意してゐる 市長は現下の紛糾せる事態を收拾し全市民並従業員が不安を一掃する為め即時暴圧業を撤回せよ 又市長に於て業撤回能はずとせば即時討責辭職し其責を明らかたすことを要求す
 昭和九年八月二十九日

東京市市長 牛塚虎太郎 殿
 東京交通労働組合 争議團

別記(二) 勸告文

市電従業員に對する整理業は
 一、何等市電更生に役立たざることを
 二、極端苛酷に過ぎる値下であること
 三、勤績加算の退職手当制度の精神を根本から覆へしむるに一般労働大衆に及ぼす弊害甚大なること
 等諸点に依り極めて不當にして理事者、翻然撤回すべしとてあらざれば輿論大勢を示す所ならず、是に従業員側は大義名分に即し罷業を中止して同